

# 北河内4市リサイクルプラザにおける清涼飲料水 自動販売機設置事業者募集要項

平成31年3月

## 1 募集目的

北河内4市リサイクルプラザで従事する職員及び来場する市民等の利便性を図るため、清涼飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

## 2 自販機設置場所、台数、種類及び販売実績

所在地 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号  
設置場所 北河内4市リサイクルプラザ処理棟  
設置面積 自販機1台当たり（幅×奥行） 1.2m以内×1.0m以内  
取扱種類 清涼飲料水（自販機1台当たり20品目程度）  
台数 3台

物件	自動販売機の種類	設置場所	台数
①	缶・ペットボトル	処理棟1階	1
②	缶・ペットボトル	処理棟3階	1
③	紙カップ	処理棟3階	1

### 販売実績

物件	自動販売機の種類	設置場所	台数	30年中 販売本数
①	缶・ペットボトル	処理棟1階	1	7,510
②	缶・ペットボトル	処理棟3階	1	1,051
③	紙カップ	処理棟3階	1	4,423

## 3 応募資格要件

次の用件を全て満たす法人に限る。

- (1) 平成31年3月4日現在、枚方市・寝屋川市・四條畷市及び交野市内のいずれかにおいて3年以上の自販機設置実績があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

- (3) 国税の未納がないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員を法人の構成員としていないこと。

#### 4 自販機の設置条件等

##### (1) 使用料等

###### ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び北河内 4 市リサイクル施設組合公有財産規則（平成 17 年規則第 1 号）第 13 条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用する。

###### イ 使用許可の期間

使用許可の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

###### ウ 行政財産使用料

提示価格は 3 台分で 1 年間の使用料とし、本組合が設定する最低使用料年額 18,900 円以上で、かつ設置事業者が応募申込書に記載した額とする。

納付については、当該年度分を本組合が別途指定する期日までに納付しなければならない。また納付された使用料は還付しない。

###### エ 必要工事・費用負担

設置事業者は、自己負担で次の工事を実施し、また設置に係る光熱費を負担するものとする。

###### (ア) 必要工事等

- a 電気工事（自販機設置場所までの電源工事及び子メーター（積算電力計）設置工事）
- b 自販機設置工事（転倒防止工事を含む）

###### (イ) 光熱費

毎月、本組合が契約する電力事業者からの請求金額をその月の使用量（kWh）で除して得た単価に子メーターの積算に基づく使用量に乗じた額を負担するものとする。なお、1 円未満の端数は切り上げとする。

## (2) 使用上の条件

- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- イ 3の(2)に係る許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ウ 自販機の設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本組合と協議すること。
- オ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。  
容器については下記のとおりとする。  
物件①・②…缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りのもの。  
物件③ …紙カップ式のもの。  
なお、本組合からの指示により販売品の一部入替えに対応すること。
- カ 許可期間内において設置事業者の事情により自販機を撤去する場合は、特段の事由がある場合を除き毎年3月31日付けで行うものとする。  
なお、撤去の申出は文書により本組合に対し行うものとし、当該申出は撤去を行おうとする前年の10月末日までに行わなければならない。
- キ その他、事情により設置事業者の名称や所在地等に変更が生じた場合は、速やかに本組合に報告すること。

## (3) 維持管理責任

- ア 販売品補充、金銭管理など自販機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- イ 自販機に併設して回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収すること。特に衛生管理上支障のある場合は、速やかに対応すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。  
万が一、不備があった場合は、設置事業者の責任により対応すること。
- エ 自販機を設置するに当たっては、据付面、電源等を確認した上で安全に設置すること。
- オ 故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示し、敏速に対応すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際した一切の損失及び費用は本組合に請求することができないものとする。

(5) 損害賠償

設置事業者は設置に当たり、本組合又は第三者に損害を与えたときは、全て設置事業者の責任において、その損害を賠償すること。

5 応募申込手続

(1) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 商業・法人登記簿謄本（発行から3か月以内のものに限る。）

エ 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

オ 国税の納税証明書（その3）（発行後3か月以内のものに限る。）

カ 3の(2)に係る許認可等の免許証の写し

(2) 申込書類配布期間及び場所

ア 本組合ホームページ (<http://kazaguruma.or.jp/>)

平成31年3月4日（月曜日）～平成31年3月11日（月曜日）まで

イ 北河内4市リサイクル施設組合 事務局

寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

平成31年3月4日（月曜日）～平成31年3月11日（月曜日）

各日、午前9時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日を除く）

(3) 現地確認日

平成31年3月12日（火曜日） 午前10時開始

北河内4市リサイクル施設組合 事務局

寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

(4) 質疑について

質疑がある場合は、平成31年3月14日（木曜日）正午までに質疑書（様式3）に記入し、北河内4市リサイクル施設組合 事務局（寝屋川市寝屋南一丁目7番1号 北河内4市リサイクルプラザ 管理棟1階）へ持参又はFAXにて提出すること（提出された書類等は返却しない。）。質疑回答については、同年3月15日（金曜日）午後5時までに本組合ホームページに

て回答する。なお、5の(3)現地確認において、質疑の受付は行わないものとする。

(5) 申込手続

受付は平成31年3月18日(月曜日)から平成31年3月22日(金曜日)(各日、午前9時から午後5時30分まで)に、申込みに必要な書類を本組合に直接持参し提出すること。郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。なお、提出された書類等は返却しない。

6 設置事業者の決定について

本組合が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の使用料で応募を行ったものを選定し設置事業者とする。なお、同額の最高使用料の応募が2者以上ある場合は、本組合においてくじにより決定する。

7 設置事業者の決定・通知について

平成31年3月22日(金曜日)に通知書を郵便で発送する。

8 使用許可申請の手続

設置事業者の決定を受けた事業者は、本組合が指定する期日までに使用許可の手続を行うこと。

9 設置事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続を行わなかった場合

イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

ウ その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合

(2) 前項の規定により、設置事業者としての決定が取り消された場合においては、次順位の者を設置事業者と決定する場合がある。

10 その他

(1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

- (2) 設置条件等は施設の物理的条件やその他やむをえない事由によっては、設置事業者と協議の上、変更することがある。

**【 問合せ先 】**

北河内4市リサイクル施設組合 事務局

寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

電 話 (072) 823-2038

F A X (072) 880-7770

E-mail : jimukyoku@kazaguruma.or.jp